

瀬戸市サッカー協会規約 (2014年4月1日施行)

第1条 名称

本協会は、瀬戸市サッカー協会（以下「本協会」という）と称す。

第2条 事務局

本協会の事務局は、瀬戸市サッカー協会長宅に置くものとする。

第3条 目的

本協会は、本協会に加盟しているチーム及び個人の相互の親睦を深め、サッカーを楽しみ、サッカーの普及及び技術向上を目的とする。

第4条 事業

本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 本協会が主催又は主管する大会
- (2) サッカーの技術指導及び普及発展のための活動
- (3) その他、協会の目的を達成するための事業

第5条 事業遂行

本協会は、前条の事業を遂行するために、本協会に総会、常任理事会、理事会、各専門部会及び各種別委員会を設置し、事業の立案・計画等を協議して運営に当たる。

第6条 組織

本協会は、本協会に加盟登録しているチーム及び個人（議決権なし）で組織する。

第7条 役員

本協会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名置いても良い
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名置いても良い
- (5) 常任理事 若干名（部長、委員長が兼ねる）
- (6) 理事 若干名（各種別委員会の専門部会代表が兼ねる）
- (7) 監事 2名

第8条 役員の選任

- (1) 理事は、各種別委員会において選任された専門部会代表とする。
- (2) 常任理事は、専門部会で選任された各専門部長及び種別委員会で選任された各委員長とする。
- (3) 会長、副会長、理事長及び副理事長は、常任理事会において選任する。
- (4) 監事は、総会において選任する。

第9条 役員職務

- (1) 会長は、本協会の業務を総括し、本協会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は、会長を補佐し、常任理事会の決議に基づき日常の業務に当たる。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (5) 常任理事は、常任理事会を組織して本協会の業務を議決し、執行する。
- (6) 理事は、理事会を組織し常任理事会の諮問に応ずる。
- (7) 監事は、本協会の財産及び会計の状況を監査する。

第10条 役員任期

- (1) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 中途退任補充等により任期途中で選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第11条 役員解任

役員が、次の各号の一に該当するときには、当該役員を選任した会議体において各々の現在数の3分の2以上の議決、もしくは常任理事会において現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の支障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 法規違反、職務上の義務違反、特定のチーム又は個人のみを利する行為等、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第12条 常任理事会の構成

常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

第13条 常任理事会の専決事項

次の各号に関する事項については、常任理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟金の金額
- (2) チーム及び個人の加盟
- (3) 大会の主催、主管等
- (4) 本協会の名義の使用

第14条 常任理事会の開催

- (1) 常任理事会は、偶数月に開催する。
- (2) 常任理事会は、その他に会長が必要と認めるときに開催する。

第15条 常任理事会の招集及び議長

常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。

第16条 常任理事会の定足数等

- (1) 常任理事会は、常任理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ開催できない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
- (2) 常任理事会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除き、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 理事会の構成

理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事をもって構成する

第18条 理事会の専決事項

理事会において、次の各号に関する事項について承認を得るものとする。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 監査結果

第19条 理事会の開催

- (1) 理事会は、1月及び5月に開催する。
- (2) 理事会は、その他に会長が必要と認めるときに開催する。

第20条 理事会の招集及び議長

理事会は、会長が招集し、その議長となる。

第21条 理事会の定足数等

- (1) 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ開催できない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
- (2) 理事会の議事は本規程に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第22条 総会の構成

総会は、加盟チームの代表者、個人加盟者（議決権なし）、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事をもって構成する。

第23条 総会の報告事項

総会において、次の各号に関する事項について報告するものとする。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 監査結果

第24条 総会の開催

- (1) 総会は、5月に開催する。
- (2) 総会は、その他に会長が必要と認めるときに開催する。

第25条 総会の招集及び議長

総会は、会長が招集し、その議長となる。

第26条 総会の定足数等

- (1) 総会は、加盟チーム現在数の3分の2以上の者が出席しなければ開催できない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

- (2) 総会の議事は本規程に別段の定めがある場合を除き、出席加盟チームの過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第27条 専門部会の設置と所轄事項

本協会の事業遂行のため、次の専門部会を設置し、その所轄事項を定める。

(1) 総務部会

理事長の日常の事務を補佐する。

- ① 登録
- ② 部会の事務的事項の総括
- ③ 会計
- ④ その他総務に関する事

(2) 競技部会

各種競技会の企画・立案・指導・実施

- ① 本協会の主催又は主管競技会の企画・立案と実施
- ② その他競技に関する事

(3) 広報部会

広報に関する事

(4) 技術部会

普及

普及に関する事

指導

- ① 指導者の育成
- ② その他指導に関する事

強化

- ① 本協会を代表するチームの監督及びコーチ等の推挙
- ② 本協会を代表するチームの編成と強化
- ③ 選手の育成と強化
- ④ その他強化に関する事

(5) 審判部会

- ① 競技規則の解釈、適用、伝達
- ② 審判員の指導
- ③ 審判員の派遣
- ④ その他審判に関する事

第28条 専門部会員の任期

- (1) 専門部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 任期途中で選任された専門部会員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 専門部会員は、その任期満了後のにおいても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第29条 専門部会の招集及び議長

専門部会は、専門部長が招集し、その議長になる。

第30条 専門部長の権限と義務

- (1) 常任理事会に出席し、その所轄事項に関する報告又は意見陳述を行う。
- (2) 事業の実施に関してあらかじめ本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図る。

第31条 細則の制定

専門部会は、その所轄事項に関し、常任理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第32条 委員会の設置と所管事項

本協会の事業遂行のため、次の種別委員会を設置し、種別毎に運営する。

(1) シニア委員会

40歳以上の登録チームによる委員会

(2) 1種委員会

18歳以上の登録チームによる委員会

(3) 2種委員会

高校生年代の登録チームによる委員会

(4) 3種委員会

中学生年代の登録チームによる委員会

(5) 4種委員会

小学生年代の登録チームによる委員会

(6) フットサル委員会

年齢・性別を問わずフットサルに関する登録チームによる委員会

(7) 女子委員会

年齢を問わず女子の登録チームによる委員会

(8) 規律委員会

会長、副会長、理事長、副理事長、審判部長及び当該種別委員長により構成し、登録チーム及びその所属員に関する懲罰事項の調査及び処分決定のための委員会

第33条 種別委員会の専門部会代表の任期

- (1) 種別委員会の専門部会代表の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 任期途中で選任された種別委員会の専門部会代表の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 種別委員会の専門部会代表は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (4) 種別委員会の専門部会代表は、他の種別委員会の専門部会代表を兼ねることはできない。

第34条 種別委員会の招集及び議長

種別委員会は、委員長が招集し、その議長になる。

第35条 委員長の権限と義務

- (1) 常任理事会に出席し、その所轄事項に関する報告又は意見陳述を行う。
- (2) 委員会の事業の実施に関して、あらかじめ本協会事務局と密接な連絡を取り、事務の円滑な遂行を図る。

第36条 細則の制定

各種別委員会は、その所轄事項に関し、常任理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第37条 選手登録

- (1) 1種・シニアの加盟チームのみ本協会へ加盟金を支払わなければならない。
- (2) 本協会に登録されている選手に限り本協会主催又は主管の競技に出場することができ、未登録の選手を本協会主催又は主管の競技に出場させてはならない。

第38条 重複登録の禁止

選手は、同一種別委員会において2つ以上の加盟チームに登録することはできない。(4種、女子を除く)

第39条 重要事業

補助金又は特別協賛金を受領している事業・大会については重要事業と位置付ける。

会長、副会長、理事長、副理事長又は担当専門部長、担当種別委員長が責任者となり特別運営委員会を設けて、本協会上げて遂行するものとする。

第40条 規約の改訂

本規約は、常任理事会において現在数の3分の2以上の常任理事の決議により改訂案を策定し、総会において現在数の4分の3以上の加盟チーム代表者の賛成により改訂できる。

第41条 用語の定義

本協会が使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催：自己の名義において試合等を開催すること
- (2) 共催：共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主管：試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後援：他者の主催する試合等を支援すること（但し、金銭その他の経済的援助は伴わない）
- (5) 協力：他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること。
- (6) 特別協賛（冠協賛）：他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標、商品名を試合等の名称に使用する権利を得ること。
- (7) 協賛：他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること。
- (8) 公認：他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品を公式なものとして許諾すること。
- (9) 推薦：他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在をサッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること。

第42条 改訂履歴

- (1) 2007年4月1日改訂施行
- (2) 2014年3月26日改訂 2014年4月1日施行
- (3) 2014年5月12日改訂施行